

# 使用承認申請書

(美浜発電所第3号機の変更の工事)

関原発第516号

2020年 2月 6日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 美浜発電所 所在地 福井県三方郡美浜町丹生
申請に係る発電用原子炉施設の概要	美浜発電所第3号機 詳細は別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成28年10月26日 原規規発第 <b>1610261</b> 号 平成29年 6月27日 原規規発第 <b>1706272</b> 号 平成30年 6月20日 原規規発第 <b>1806202</b> 号 平成30年 6月27日 原規規発第 <b>18062710</b> 号 平成30年11月26日 原規規発第 <b>1811265</b> 号 平成31年 2月 6日 原規規発第 <b>1902067</b> 号 平成31年 4月26日 原規規発第 <b>19042613</b> 号 令和 元年 6月21日 原規規発第 <b>1906219</b> 号 令和 元年 7月19日 原規規発第 <b>1907197</b> 号 令和 元年 8月26日 原規規発第 <b>1908261</b> 号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日：2020年 3月 9日 使用期間 自：2020年 3月 9日 至：平成28年10月26日付け原規規発第 <b>1610261</b> 号、平成29年6月27日付け原規規発第 <b>1706272</b> 号、平成30年6月20日付け原規規発第 <b>1806202</b> 号、平成30年6月27日付け原規規発第 <b>18062710</b> 号、平成30年11月26日付け原規規発第 <b>1811265</b> 号、平成31年2月6日付け原規規発第 <b>1902067</b> 号、平成31年4月26日付け原規規発第 <b>19042613</b> 号、令和元年6月21日付け原規規発第 <b>1906219</b> 号、令和元年7月19日付け原規規発第 <b>1907197</b> 号及び令和元年8月26日付け原規規発第 <b>1908261</b> 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日

使用の方法	<p>美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要がある、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月26日付け原規規発第<b>1610261</b>号、平成29年6月27日付け原規規発第<b>1706272</b>号、平成30年6月20日付け原規規発第<b>1806202</b>号、平成30年6月27日付け原規規発第<b>18062710</b>号、平成30年11月26日付け原規規発第<b>1811265</b>号、平成31年2月6日付け原規規発第<b>1902067</b>号、平成31年4月26日付け原規規発第<b>19042613</b>号、令和元年6月21日付け原規規発第<b>1906219</b>号、令和元年7月19日付け原規規発第<b>1907197</b>号及び令和元年8月26日付け原規規発第<b>1908261</b>号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。</p> <p>なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
-------	--

添付資料-1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

## 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

## 使用を必要とする理由

美浜発電所第3号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物を運搬、保管するため、旧炉内構造物運搬用容器を使用する必要がある、一部工事が完了した旧炉内構造物運搬用容器を平成28年10月26日付け原規規発第**1610261**号、平成29年6月27日付け原規規発第**1706272**号、平成30年6月20日付け原規規発第**1806202**号、平成30年6月27日付け原規規発第**18062710**号、平成30年11月26日付け原規規発第**1811265**号、平成31年2月6日付け原規規発第**1902067**号、平成31年4月26日付け原規規発第**19042613**号、令和元年6月21日付け原規規発第**1906219**号、令和元年7月19日付け原規規発第**1907197**号及び令和元年8月26日付け原規規発第**1908261**号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

美浜発電所第3号機 発電用原子炉施設  
放射性廃棄物の廃棄施設

気体、液体又は固体廃棄物処理設備

固体状の放射性廃棄物の運搬用容器

- ・旧炉内構造物運搬用容器